

# 2026 1月号 The Monthly Report

The public employment security office / Report & News / Hello work Aizuwakamatsu



厚生労働省 福島労働局  
Ministry of Health, Labour and Welfare

ハローワーク会津若松  
〒965-0877 会津若松市西栄町2-23  
TEL0242(26)3333

ハローワーク喜多方  
〒966-0853 喜多方市字千代8374  
TEL0241(22)4111

ハローワーク南会津  
〒967-0004 南会津町田島字行司12  
TEL0241(62)1101

●有効求人倍率(令和7年11月分) 会津地域:1.43倍 福島県:1.21倍 全国:1.18倍

●労働力調査(令和7年11月分) 完全失業率:2.6% 完全失業者数:171万人

\*有効求人倍率:一般職業紹介状況(厚生労働省)、完全失業率:季節調整値。完全失業率、完全失業者数:「労働力調査結果」(総務省統計局)

## 最近の雇用失業情勢(令和7年11月分)

●有効求人倍率は1.43倍(会津若松:1.51倍 喜多方:0.94倍 南会津:2.05倍)となり前年同月を0.08ポイント上回りました。

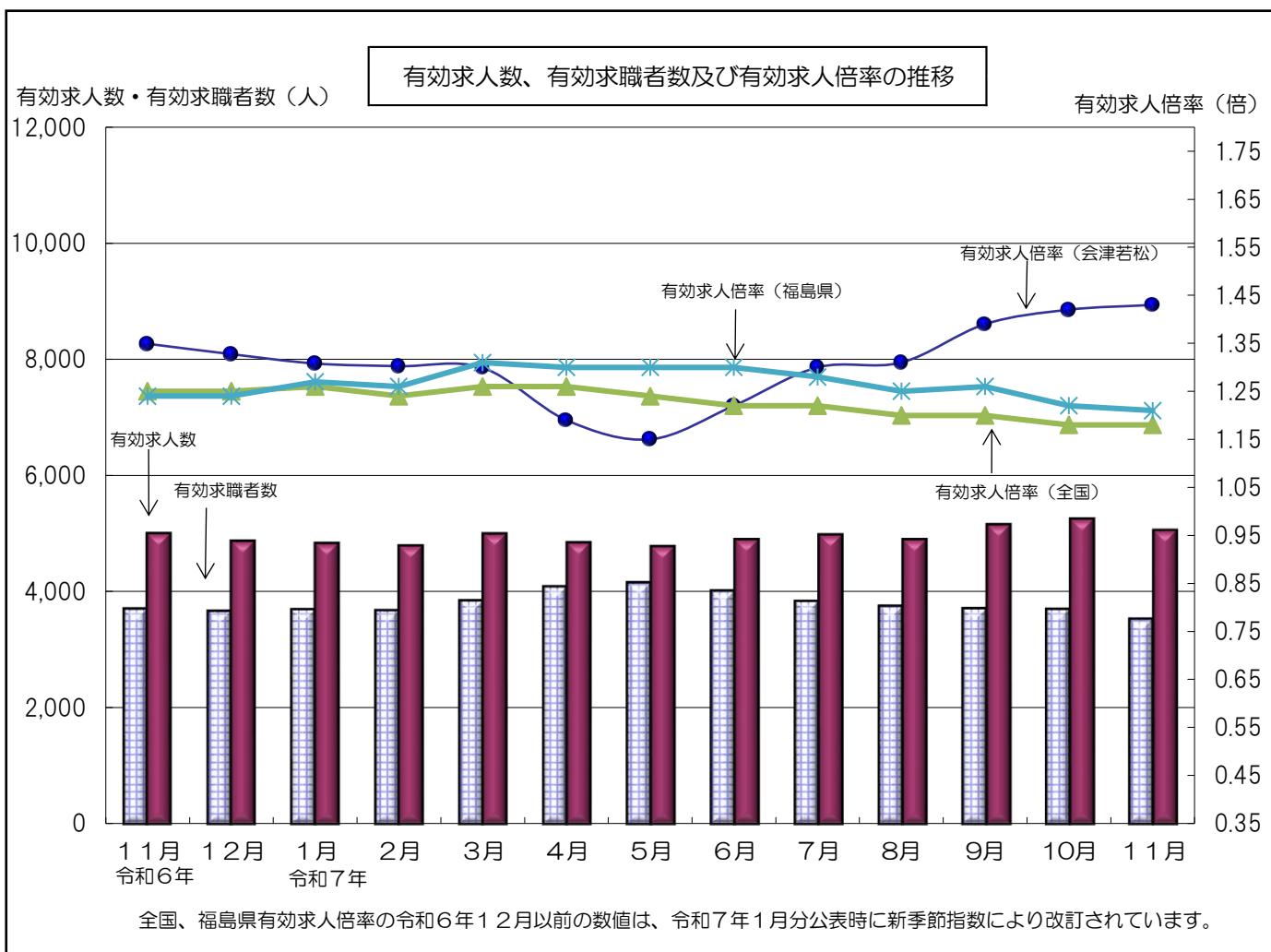
●正社員有効求人倍率は1.18倍で前年同月を0.14ポイント上回りました。

●求人数、求職者数をみると

- 月間有効求人数は5,044人となり前年同月比54人増加(1.1%増)
- 月間有効求職者数は3,523人となり前年同月比176人減少(4.8%減)
- 新規求人数は1,371人となり前年同月比105人減少(7.1%減)
- 新規求職者数は681人となり前年同月比127人減少(15.7%減)



福島労働局職業安定部  
ハローワーク  
公式マスコットキャラクター  
**福まる**



福島労働局ホームページでは雇用に関する各種情報を発信中です。

The Monthly Report 2026 1月号

## 精神障害者雇用促進セミナーのご案内

お問合せ先：ハローワーク会津若松雇用指導官  
電話0242(26)3333 (32#)

### ＜精神障害者雇用促進セミナーの 参加企業を募集します＞

令和8年1月28日（水）、アピオスペースにて本セミナーを開催するにあたり、参加企業を募集しております。

本セミナーでは以下4点について各関係機関より説明をさせていただきます。

- ・会津地域の障害者雇用の状況
- ・精神障害者の障害特性や雇用上の配慮事項等
- ・障害者雇用の実例
- ・障害者就業・生活支援センターの業務内容と具体的な支援内容

精神障害のある方について深く理解できる絶好の機会ですので、是非ご応募ください。

参加ご希望の方は以下をご記入いただき、持参・郵送・メールにてお申込みください。

aizuwakamatsu-anteisho@mhlw.go.jp

事業所名			
所在地			
電話番号			
参加者	職名		氏名
	職名		氏名



## 精神障害者 雇用促進セミナー

ハローワーク会津若松  
ハローワーク南会津  
ハローワーク喜多方 主催

精神障害者の雇用の取り組み方、他社の好事例、障害者雇用の支援機関などを知ることができるセミナーです。  
是非ご参加ください。

### コンテンツ

- 会津地域の障害者雇用について（ハローワーク会津若松）
- 障害者雇用促進法における精神障害者の雇用管理  
(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部 福島障害者職業センター)
- 障害者雇用の実例について（株式会社 三義漆器店）
- 障害者就業・生活支援センターについて（会津障害者就業・生活支援センター ふろんていあ）

	日程	令和 8 年 1 月 28 日 (水)		時間	13:30～15:30 (受付13:10～)
	場所	アピオスペース 1階 大会議室 (〒965-0059 会津若松市西仲町2-23 TEL: 0242-26-3333 (32#))			
	定員	先着 30 社程度		申込み	左記参照
	対象	障害者雇用に関わる方		問合せ	ハローワーク会津若松 求人企画部門 後藤 〒965-0077 会津若松市西仲町2-23 TEL: 0242-26-3333 (32#) <input type="text"/> aizuwakamatsu-anteisho@mhlw.go.jp

## 一般職業紹介状況（新規学卒者を除きパートタイムを含む）

お問合せ先：ハローワーク会津若松求人企画部門  
電話0242(26)3333 (31#)

項目	令和7年11月			令和6年11月		
	男	女	常用	男	女	常用
1 新規求人数	1,371	-	-	1,092	1,476	-
2 月間有効求人数	5,044	-	-	4,359	4,990	-
3 新規求職申込件数	681	326	355	655	808	392
うち45歳以上	412	215	197	389	457	254
4 月間有効求職者数	3,523	1,732	1,786	3,474	3,699	1,852
うち45歳以上	1,996	1,056	939	1,963	2,089	1,133
5 紹介件数	685	329	356	622	864	454
うち45歳以上	376	184	192	329	433	234
6 就職件数	265	133	132	245	290	136
うち45歳以上	137	73	64	123	140	64
7 充足数	247	-	-	226	275	-
8 新規求人倍率	2.01	-	-	1.67	1.83	-
9 有効求人倍率	1.43	-	-	1.25	1.35	-
10 就職率 (%)	38.9	40.8	37.2	37.4	35.9	34.7
うち45歳以上	33.3	34.0	32.5	31.6	30.6	25.2
11 充足率 (%)	18.0	-	-	20.7	18.6	-
						21.0

※学卒を除きパートを含む。就職率は新規求職者ベース。充足率は新規求人ベース。男女別の記載をしない求職登録が可能のため、男女計が一致しない場合があります。

福島県の最低賃金は令和8年1月から時給1033円になります

お問合せ先：ハローワーク会津若松求人企画部門  
電話0242(26)3333 (31#)

**ちゃんとチェック!**

# 最低賃金

働く人も、雇う人も、確認を忘れずに

**福島県 最低賃金**

令和8年 1月1日 時間額 **1,033 円** UP 78円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEで確認!  
最低賃金に関する特設サイト  
[最低賃金特設サイト](#)

最低賃金に関するお問い合わせは  
福島労働局または  
最寄りの労働基準監視署へ  
[福島労働省](#)

賃金引上げ特設ページ  
[賃金引上げ特設ページ](#)

中小企業事業者の皆さんへ  
業務改善助成金  
[業務改善助成金](#)

**働く人も、雇う人も。  
必ず確認、最低賃金!**

「最低賃金制度」は、年齢やパート、学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金<sup>(※1)</sup>と勤務地の都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう! (※2)

**最低賃金額との比較方法**

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

A 時間給の方	時間給 円	≥	最低 賃金額 円				
B 日給の方	日給 円	÷	1日の 平均所定 労働時間 時間	=	時給 円	≥	最低 賃金額 (時間額) 円
C 月給の方	月給 円	÷	1ヶ月の 平均所定 労働時間 時間	=	時給 円	≥	最低 賃金額 (時間額) 円

D A、B、C、D  
組み合わせている方

例えば、基本給が日給で各担当(職務等など)の場合  
A: 基本給(日給) → B: 日給で時間額を出す  
B: 日給(月給) → C: 月給で時間額を出す  
C: 月給(年給) → D: 年給で時間額を出す

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の資金は算入しません。  
○賃金以外の報酬(賞与など)が支給されることがあります。これらは賃金(賃与など)の都道府県標準報酬を越える他の外報酬として支払われる賃金(時間外割増賃金など)の支給額を算入する場合は、時間外割増賃金を除いて計算してお求めください。(※2) 都道府県の最低賃金額を算出する際には、(①)賃金引上げ、(②)賃金改定、(③)賃金改定による賃金引上げ、(④)賃金改定による賃金引上げ等の計算方法などは別途算出する必要があります。

**業務改善助成金**

**中小企業事業者の皆さん!**

賃金引上げを支援する  
「業務改善助成金」を活用しましょう!

**業務改善助成金とは?**

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ事業場内に最低賃金(事業場内最低賃金)の引き上げをする中小企業・小規模事業者に対する助成制度です。設備投資などをした場合、支給の条件に応じてその費用の一部が助成されます。

**業務改善助成金センター** **詳しくは、こちら** **業務改善助成金検索**

**0120-366-440**

**支給の要件**

- 事業場内最低賃金の引上げ
- 引上げ後の賃金額の支払い
- 生産性向上に貢献する機器・設備などを導入
- 解雇・賃金引上げ等の不交付事由がない
- 設備投資等に要した費用の一部を助成

**助成金支給までの流れ**

- 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施審査
- 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出審査
- 支給手続画面でチェック!

**専門家による無料相談を実施**

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。  
**詳しくは、こちら**

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運営資金の融資を行っています。  
**詳しくは、こちら**

リサイクル資金

キャリアアップ助成金をご活用下さい！

お問合せ先：ハローワーク会津若松雇用指導官  
電話0242(26)3333 (32#)

**事業主のみなさまへ**

**「キャリアアップ助成金」を活用して従業員を正社員転換しませんか?**

**■ キャリアアップ助成金の「正社員化コース」とは?**

有期雇用労働者等<sup>\*</sup>を正規雇用労働者に正社員転換した場合に、事業主に対して助成を行う制度です。

<sup>\*</sup>有期雇用労働者、派遣労働者を含む、いわゆる「非正規雇用労働者」を指します。

▲ キャリアアップ助成金について

**■ 助成金の金額**

正社員化コースの1人当たりの助成額は以下のとおりです。

対象者・企業規模	有期雇用労働者	無期雇用労働者
重点支援対象者(※) 中小企業	80万円(40万円×2期)	40万円(20万円×2期)
大企業	60万円(30万円×2期)	30万円(15万円×2期)
上記以外 中小企業	40万円(40万円×1期)	20万円(20万円×1期)
大企業	30万円(30万円×1期)	15万円(15万円×1期)

※ 重点支援対象者は、a~cのいずれかに該当する者  
a: 就入社から3年以上の有期雇用労働者  
b: 就入社から3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者  
①就業5ヶ月間に正規雇用労働者として雇用された場合1年以下  
②派遣労働者、母子家庭の労働者、人材紹介支援助成金の特典の訓練修了者  
※ 雇用された期間が通常5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなします  
※ 新規学習者で雇入されから一定期間経過していない者については支給対象外です

**■ 助成金の加算額**

正社員化コース1事業所あたりの加算額は以下のとおりです。

措置内容	加算額
① 正社員転換制度を新たに規定し、当該雇用区分に転換した場合(1事業所あたり1回のみ)	20万円(大企業15万円)
② 多様な正社員制度(※)を新たに規定し、当該雇用区分に転換した場合(1事業所あたり1回のみ) ※ 勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上の制度	40万円(大企業30万円)

**受給条件の詳細等については裏面へ**

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク LL071121 No.17

**■ 助成金の受給条件**

助成金の受給には以下の3つの条件を満たす必要があります。

- ①キャリアアップ計画**  
正規雇用労働者に転換する前日までに「キャリアアップ計画」を作成・提出していること。
- ②制度の規則化**  
正規雇用労働者に転換する制度を就業規則などに規定していること。
- ③正社員転換**  
転換後6か月間の賃金を、転換前6か月間の賃金より3%以上増額させていること。

また、キャリアアップ助成金上の正規雇用労働者の定義は以下になります。

**正規雇用労働者の定義**

同一の事業場内の正規雇用労働者に適用される就業規則が適用されている労働者。ただし、「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が転換時点で適用されている者に限る。

※支給対象期間中に実施が予定されている「賞与」「昇給」等が適用されていない場合、正規雇用労働者の要件を満たさず、支給対象となる場合があります。

**■ 正社員転換から受給までの流れ**

キャリアアップ計画の作成・提出 → 就業規則等の改定(転換規定がない場合等) → 就業規則等に基づく正社員転換 → 正社員転換後6か月分の賃金の支払い → 支給申請(転換後6か月の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内)

非正規雇用労働者として雇用  
正社員として6か月雇用  
更に6か月雇用(重点支援対象者の場合)  
申請期間①  
申請期間②

**キャリアアップ助成金の申請方法や助成額など制度の詳細は、都道府県労働局または最寄りのハローワークまでお問い合わせください。**

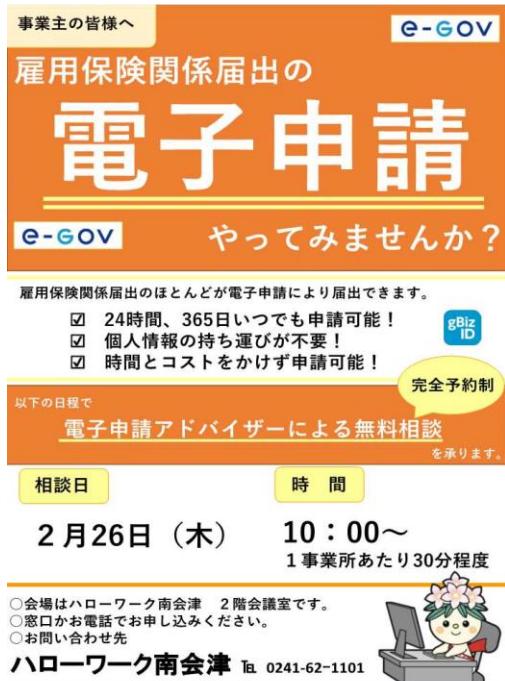
厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク LL071121 No.17

**雇用保険関係の手続きはインターネットによる「電子申請」がとっても便利！****24時間、365日いつでも申請できるので、ご都合の良い時間に、らくらく完了**

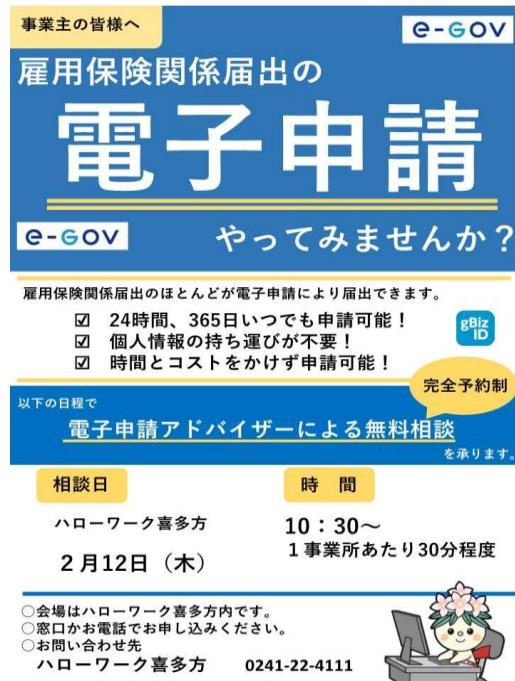
☆ハローワークでは、ご希望によりアドバイザーを派遣して、導入に当たっての相談・パソコンの設定から実際の申請方法まで、無料で支援を行っています。

今回は出張相談会を下記日程で、ハローワーク南会津・ハローワーク喜多方で行います！！

【ハローワーク南会津】2月26日（木）



【ハローワーク喜多方】2月12日（木）

**雇用保険業務取扱状況**お問合せ先：ハローワーク会津若松雇用保険課  
電話0242(26)3333(21#)

項目		令和7年11月	令和6年11月	前年同月比(%)
適用関係	新規適用事業所数	8	7	14.29
	廃止事業所数	3	10	▲ 70.00
	月末現在事業所数	4,919	4,986	▲ 1.34
	資格取得者数	528	687	▲ 23.14
	資格喪失者数	629	748	▲ 15.91
	月末現在被保険者数	67,531	68,605	▲ 1.57
給付関係	一般(基本手当)	受給資格決定件数 受給者実人員	158 885	172 821
	高齢給付	受給者数	53	67
	短期特例	受給者数	1	5
	再就職手当	支給人員	53	59
	就業促進定着手当	支給人員	15	22
	高年齢	受給要件確認件数 受給者実人員	14 799	24 884
雇用継続給付	介護休業	受給者数	9	9
	育児休業	受給要件確認件数 受給者実人員	45 456	53 464
教育訓練給付	一般教育訓練	受給者数	16	13
	専門実践教育訓練	受給者実人員	1	2